社会保障給付費統計等の整理の方向性

* 社会保障給付費統計の対象範囲について

社会保障給付費統計については、ILO基準に則り、厳密に「法令に基づき 事業の実施が義務づけられる個人に帰属する給付」を把握しうる統計となるよう整理を行うこととしてはどうか(財源構成に関わりなく事業の性格のみをも とに判断し、地方単独事業についても、これらに該当するものは統計の対象と する。)。

これにより、現在、社会保障給付費統計の対象となっている事業のうち、例 えば、社会保障給付の提供を行う者の養成事業のような個人に帰属するとは いえない事業等は対象外となるが、同時に、社会保障をめぐる状況の変化によ る「給付」の性質の変化についても考慮した上で、対象範囲を再整理してはど うか。

ただし、概念上、上記の対象範囲を適当とするとしても、統計実務的に、これらの数字をいかに把握するか、その把握方法で得られる数字は、統計に用いるだけの精度を有しているか、集計項目に沿った細分化が可能であるか等を検討した上で、実際の集計範囲を定めることが必要。

* 社会保障の全体像の把握について

他方で、社会保障給付費のみならず、我が国における社会保障に要する費用全体を把握することは必要であり、整理後の社会保障給付費統計に含まれないこととなる①事業の実施が義務づけられていない事業、②「個人に帰属する給付」以外の「給付」に類似する事業、③施設整備費等を含めた費用を把握することとしてはどうか。例えば、OECDの社会支出を活用することとしてはどうか。